

社会福祉法人やすらぎ福祉会 居宅介護支援事業サービス

居宅介護支援事業所やすらぎ 重要事項説明書

当事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用に際してご注意いただきたいことを、次の通りご説明します。

【法人の概略】

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 やすらぎ福祉会 |
| (2) 法人所在地 | 石川県金沢市上荒屋1丁目39番地 |
| (3) 電話番号 | 076-269-0808 (代表) |
| FAX | 076-269-2004 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 国光 哲夫 |
| (5) 沿革 | 1992年9月 法人認可 |
| | 1993年7月 特別養護老人ホームやすらぎホーム開設 |
| | 8月 老人デイサービスセンターやすらぎ開設 |
| | 1996年7月 訪問入浴事業開始 |
| | 配食サービス事業開始 |
| | 訪問看護ステーションあて開設 |
| | 1999年4月 やすらぎホーム増床 (定員50から100に) |
| | 認知症対応型デイサービス開始 |
| | 訪問介護ヘルパーステーションやすらぎ開設 |
| | お年寄り介護相談センター開設 |
| | 訪問看護ステーションあい開設 |
| | 10月 居宅介護支援事業所やすらぎ開設 |
| | 居宅介護支援事業所あて開設 |
| | 2005年11月 小規模通所介護おしのハウス開設 |
| | 2006年 4月 お年寄り地域福祉支援センターかみあらや開設 |
| | 5月 訪問入浴事業廃止 |
| | 2008年10月 なんぶやすらぎホーム開設 |
| | 2011年 7月 認知症対応型デイサービス休止 |

【居宅介護支援事業「居宅介護支援事業所やすらぎ」】

- 1) 事業の種類 居宅介護支援事業
- 2) 名称 居宅介護支援事業所やすらぎ
- 3) 住所 金沢市上荒屋1-39
- 4) 電話 076-269-0859
- 5) 責任者 高橋 克巳
- 6) 開設日 1999年10月1日
- 7) 介護保険事業所指定番号 1770100186
- 8) 同 指定日 2008年1月25日
- 9) 事業の目的

居宅介護支援事業所やすらぎは、高齢者が自立した生活が送れるように、また老化にともない介護が必要となった方に対して、居宅サービス計画の作成・変更、事業者との連絡調整、相談説明等を行うことを目的とします。

10) 運営方針

- 1、事業所は、被保険者が要介護状態となった場合、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、配慮します。
- 2、事業所は、被保険者の要介護認定等に係わる申請に対して、利用者の意思を踏まえ、必要な協力を行います。また被保険者が申請を行われているか否かを確認しその支援も行います。
- 3、事業所は、被保険者の選択により、心身状況、その置かれている環境などに応じて、適切な保健医療サービス及び福祉サービス、施設等の多様なサービスと事業所の連携を得て、総合的かつ効果的に介護計画を提供されるように配慮する様努めます。
- 4、事業所は、各自治体から介護認定調査の委託を受けた場合は、公平、中立、更に被保険者に対し正しい調査を行い、その知識を有するよう研鑽をおこないます。
- 5、事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスの種類、特定の事業者に不当に偏することのないよう公平・中立に行うために、利用者やその家族に対して、居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について複数の事業所の紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等につき十分な説明を行います。
- 6、事業所は、利用者の入院先医療機関との早期からの連携を促進する観点から、利用者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう、利用者又はその家族に対し事前に協力を求めます。

11) 通常の事業の実施範囲は 金沢市 野々市市 白山市 です。

12) 営業日 営業時間

月曜から土曜 午前9時から午後17時 (日曜、祝祭日、12/30-1/3は休み)

但し、緊急時は時間外でも対応できるよう、携帯当番を置き24時間連絡の取れる体制を整えておりますので、ご相談ください。

13) 職員の体制

管理者：常勤兼務1名（主任介護支援専門員）

介護支援専門員：常勤4名以上（うち主任介護支援専門員1名以上）

14) サービスの概要

居宅介護支援業務（居宅サービス計画の作成・変更、事業者との連絡調整、相談説明等）

15) 利用料金の概要

要介護認定を受けた方は、介護保険から全額給付されるため、自己負担はありません。

通常の実施地域内外を問わず、サービス提供にかかわる交通費はいただきません。

ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、別紙の通り1ヶ月につき要介護度に応じた金額をいただき、当事業所からはサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口へ提出しますと、全額払戻を受けられます。

16) サービスの利用に関する留意事項

利用者の心身の状態に急変その他緊急事態が生じた時は、速やかに協力医療機関等およびご家族に連絡し必要な対応をします。また事故発生時も利用者の安全確保を最優先にしつつ、ご家族、関係自治体に速やかに連絡します。事業者はサービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

17) 秘密保持

1 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

2 あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報提供をすることができます。

18) 介護・生活援助の記録と開示

・事業者は、介護・生活援助に関する記録を作成し、契約終了後5年間保存します。

・利用者は、当該利用者に関する記録を閲覧できます。

19) 苦情の受付

(1) 当事業所に対する苦情やご相談は、以下の職員が受け付けています。

職種	氏名	常駐場所	電話
介護支援専門員	高橋 克巳	居宅介護支援事業所やすらぎ	076-269-0859

※ 受付時間は 月曜日～金曜日 9時～17時

(2) 行政機関その他苦情受付機関

金沢市介護保険課	所在地 電話番号 FAX	金沢市広坂1-1-1 076-220-2264 076-220-2559
野々市市介護長寿課	所在地 電話番号 FAX	野々市市三納1丁目1番地 076-227-6066 076-227-6252
白山市長寿介護課	所在地 電話番号 FAX	白山市倉光二丁目1番地 076-274-9529 076-275-2211
石川県国民健康保険団体連合会	所在地 電話番号 FAX	金沢市幸町12-1 076-231-1110 076-231-1601
石川県福祉サービス運営適正化委員会 (石川県社会福祉協議会内)	所在地 電話番号 FAX	金沢市本多町3-1-10 076-234-2556 076-234-2558

(3) 苦情解決責任者 やすらぎホーム施設長 長峰 あゆみ

(4) 第三者委員

氏名	職業	連絡先・方法
高橋 勝二	地域住民	電話 076-249-1205
中川 早苗	地域住民	電話 076-241-6319
松本 よし美	地域住民	電話 076-276-4207

20) 虐待の防止について

当該事業所は、利用者の人権擁護、虐待防止等のために、以下の対策を講じます

① 虐待防止責任者を選任しています。

虐待防止責任者	高橋 克己
---------	-------

② 虐待防止のための委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底しています。

③ 従業員の人権意識の向上や知識・技術の向上及び虐待防止のための研修を定期的に実施しています。

④ サービスの提供中に、要介護施設従事者又は養護者（家族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

⑤ 虐待防止のための指針を整備しています。

21) 身体拘束廃止の取り組みについて

利用者又はその他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為はいたしません。なお、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その旨を本人または家族に説明しその同意を得た上で、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況及び理由を記録します。